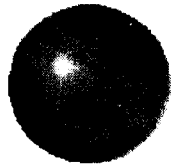


障害福祉サービスに係る 利用者負担の見直し

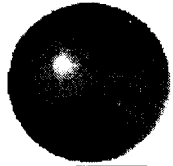


現行の費用徴収の仕組み(負担の不均衡)

	支 援 費		児童入所施設 (親等)
	ホームヘルプ	入所・通所施設	
生活保護	0円	0円	0円
市町村民税非課税	0円	53,000円 身体障害者 療護施設 96,000円 ※実収入に応じて	2,200円
市町村民税課税 (均等割課税)	1,100円上限 (50円/30分)		4,500円
市町村民税課税 (所得割課税)	1,600円上限 (100円/30分)		6,600円
所得税課税	2,200円上限 (150円/30分) ～費用全額		9,000円～費用全額
実質的な負担率	約1%		約10%(入所) 約1%(通所)
費用負担をしている者の 比率	約5% (本人)	約90%(入所・本人) 約5%(通所・本人)	約60%

※1 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

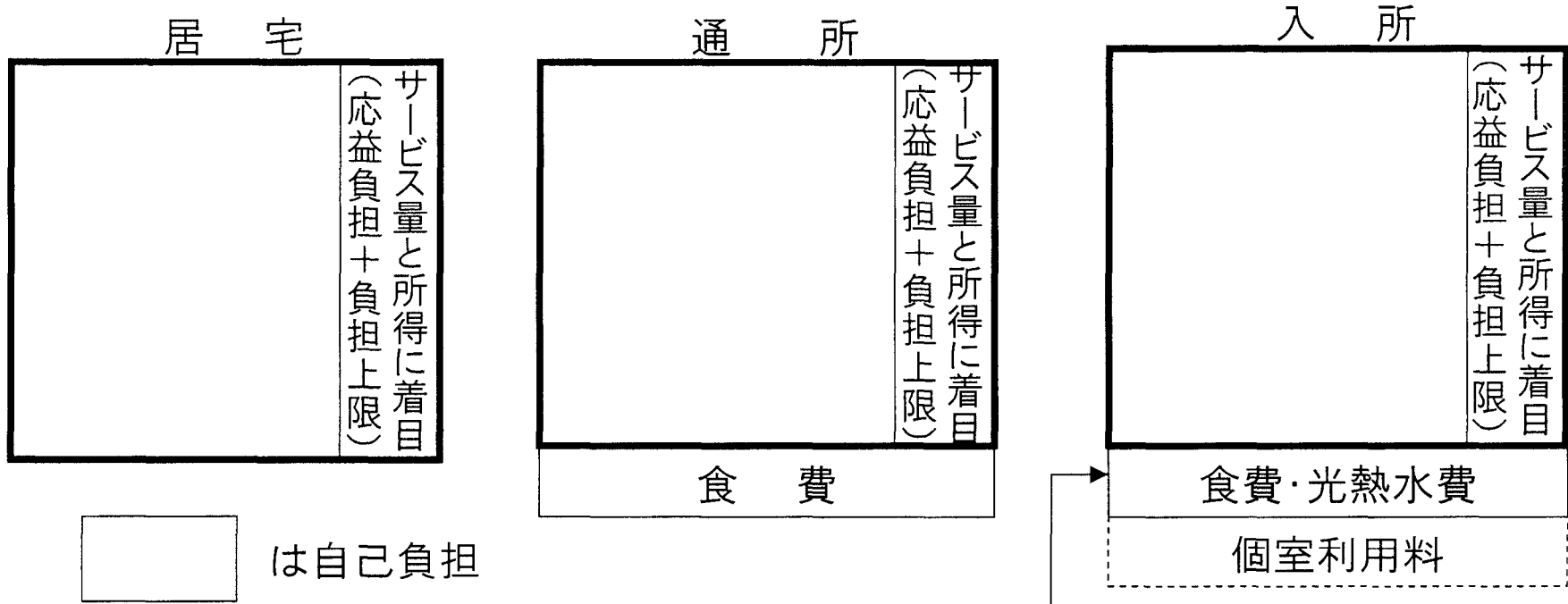
※2 精神障害者社会復帰施設は、負担の仕組みが異なり、食費、施設利用料等の実費については全額自己負担であり、直接サービスに係る負担はない。



障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

— 応能負担 → 実費負担+サービス量と所得に着目した負担 —

- (居宅、通所)
- 応能負担(現在の平均負担率約1% ※) → 実費負担+サービス量と所得に着目した負担
- (入所)
- 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担+サービス量と所得に着目した負担



この他、医療費・日用品費は自己負担

※ 居宅のホームヘルプサービスは、支援費移行前は平均負担率約4%

※負担能力が乏しい者の食費・光熱水費について配慮。

負担能力等の区分(障害福祉サービス)

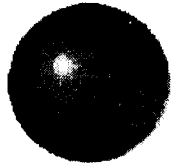
	新制度(案)	老人保健制度	介護保険制度	健康保険制度
生活保護	負担上限 0円	負担上限 1.5万円	負担上限 1.5万円	負担上限 3.54万円 多数該当 2.46万円
市町村民税 世帯非課税	負担上限 1.5万円 ※1		負担上限 2.46万円	
その他	負担上限 4.02万円	負担上限 4.02万円	負担上限 3.72万円	負担上限 7.23万円～ 多数該当 4.02万円
負担率	1割	1割 (高所得2割)	1割	3割 (3歳未満2割)

市町村民税世帯非課税の区分(低所得1、低所得2)

※1 低所得1：市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害者基礎年金2級相当)未満である世帯に属する者

※2 低所得2：世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

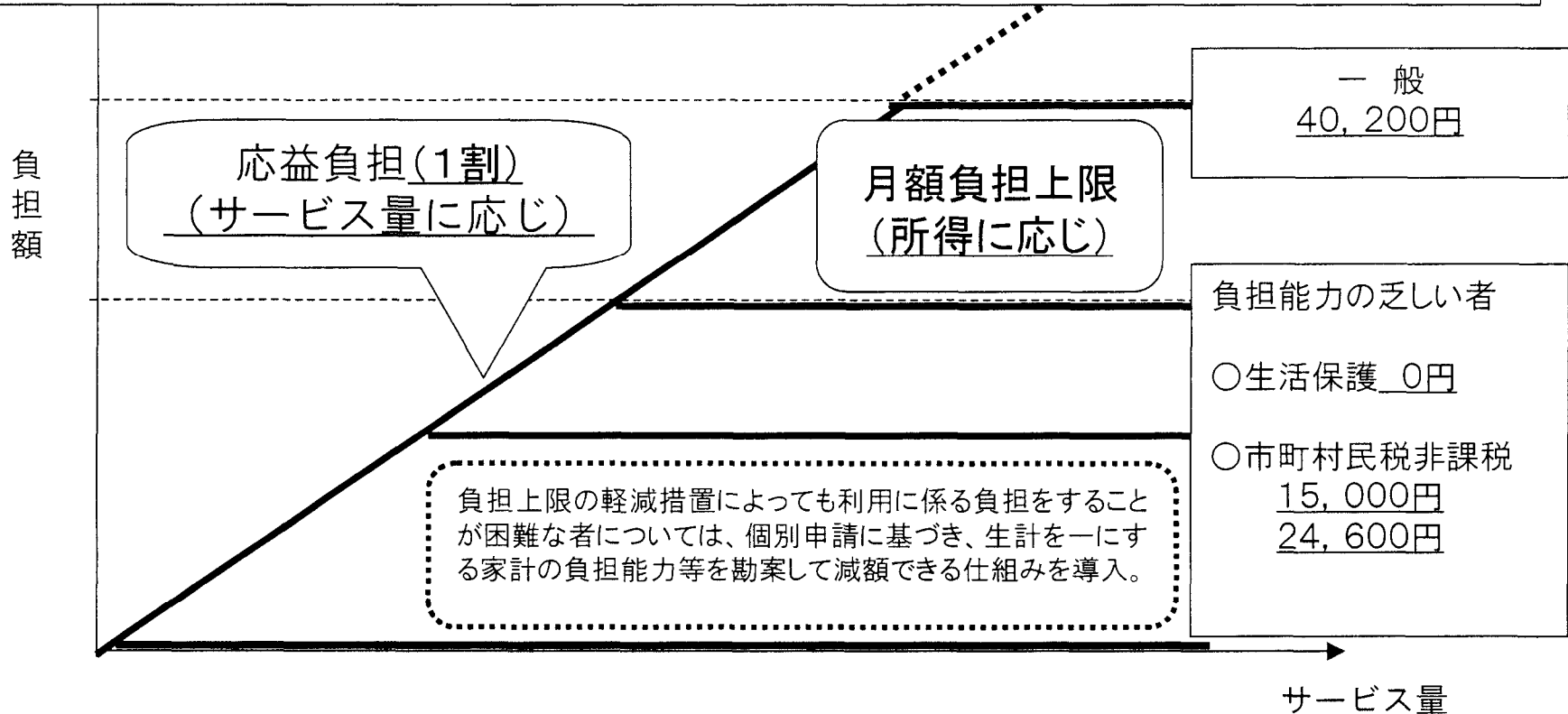
→ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合概ね300万円以下の収入に相当。



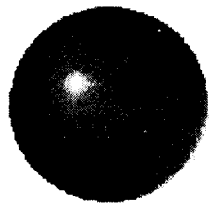
障害福祉サービスの利用者負担の見直し(案) (サービス量と所得に着目)

所得にのみ着目した応能負担から、次の観点から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

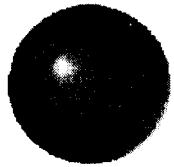
- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。



具体的な利用者負担
～当初試算における案～



平均的な利用者負担の例(当初試算)

モデル1:在宅でホームヘルプを利用する身体障害者。

ホームヘルパー(月平均8.4万円)

{	生活保護の者	0円
	その他の者	8.4千円

平均負担率1.1% →5.9%

※ 居宅のホームヘルプサービスは、支援費移行前は平均負担率約4%

モデル2:グループホームで生活しつつ知的通所施設に通う知的障害者(グループホーム利用者の約2割)

グループホーム:月6.6万円、通所施設:月14.9万円(食費除く)/22日通所

	食費(通所) 現在の国の基準による場合	定率負担	負担合計額
生活保護	1.43万円(650円×22日)	0円	1.43万円+ 0円 = 1.43万円
低所得1	1.43万円	1.5万円	1.43万円+1.5万円 = 2.93万円
低所得2	1.43万円	2.15万円	1.43万円+2.15万円 = 3.58万円
一般	1.43万円	2.15万円	1.43万円+2.15万円 = 3.58万円

平均負担率1% →食費(通所)+8.0%(対給付費)

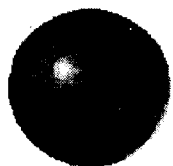
モデル3:入所施設に入所する身体障害者・児

大人の施設の場合

平均3.5万円(0円~費用全額) →平均6.1万円(食費等込み)

児童(負担者は親)施設の場合 ※大人と比較して同所得での負担水準が低い

平均1.1万円(0円~費用全額) →平均6.1万円(食費等込み)



平均的な利用者の負担の変化(当初試算)①

ー 在宅(ホームヘルプ利用者のみ)ー

①身体障害者

②知的障害者

③障害児

④精神障害者

利用額 約8万4千円/月

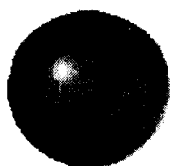
利用額 約3万円/月

利用額 約3万9千円/月

利用額 約2万4千円/月

	①身体障害者		②知的障害者		③障害児		④精神障害者	
	現 行	見直し後	現 行	見直し後	現 行	見直し後	現 行	見直し後
生活保護対象者	0	0	0	0	0	0	0	0
低所得者Ⅰ	0	8,400	0	3,000	0	3,900	0	2,400
低所得者Ⅱ	0	8,400	0	3,000	0	3,900	0	2,400
一 般	1,100 ～ 84,000	8,400	1,100 ～ 30,000	3,000	1,100 ～ 39,000	3,900	4,000 ～ 8,750	2,400
全 体	900(1.1%)	5,000(5.9%)	200(0.8%)	2,600(8.7%)	1,500(3.8%)	3,400(8.9%)	360(1.6%)	1,800(7.3%)

(注) 利用者の世帯全体収入分布は把握できないため、利用者本人の収入を把握できる範囲で推計しており、世帯収入により推計した場合、マクロの負担率が変動する可能性がある。



平均的な利用者の負担の変化(当初試算)②

— 通所施設利用者 —

①身障施設

平均事業費:約11万2千円/月
(食費除く。)

②知的施設

平均事業費:約14万9千円/月
(食費除く。)

③精神施設

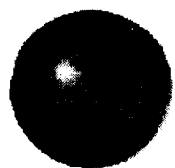
平均事業費:約12万1千円/月
(食費除く。)

	現 行	見直し後	現 行	見直し後	現 行	見直し後
生活保護対象者	0	0 +食費	0	0 +食費	80~15,000	0 +食費
低所得者Ⅰ	0	11,200 +食費	0	14,900 +食費		12,100 +食費
低所得者Ⅱ	0	11,200 +食費	0	14,900 +食費		12,100 +食費
一 般	0~26,500	11,200 +食費	0~26,500	14,900 +食費		12,100 +食費
全 体	1,000	10,200 +食費	200	14,500 +食費		8,800 +食費

(注1) 現行は、身障・知的施設(通所授産施設の標準1区分・丙地単価)は15年7月現在、精神施設(通所授産施設の事業費)は15年4月現在の状況。

(注2) 精神施設の現行負担額については、施設との契約に基づき個々に負担額が決定されているため、施設利用料等の調査により額の幅を計上した。

(注3) 利用者の世帯全体収入分布は把握できないため、利用者本人の収入を把握できる範囲で推計しており、世帯収入により推計した場合、マクロの負担率が変動する可能性がある。



平均的な利用者の負担の変化(当初試算)③

— 入所施設利用者 —

- 1 現行は、精神施設を除き、食費、光熱水費は給付対象となっている。
- 2 見直し案は、食費(4.8万円)、光熱水費(1.0万円)を実費負担とした上で、低所得者に一定の補足給付を行う前提

①身障施設

②知的施設

③精神施設

④障害児施設

平均事業費
約33万8千円/月

〔食費、光熱費、日常生活費、
医療費を除く。〕

平均事業費
約22万9千円/月

〔食費、光熱費、日常生活費、
医療費を除く。〕

平均事業費
約21万8千円/月

〔食費、光熱費、日常生活費、
医療費を除く。〕

平均事業費
約18万6千円/月

〔食費、光熱費、日常生活費、
医療費を除く。〕

	平均事業費 約33万8千円/月		平均事業費 約22万9千円/月		平均事業費 約21万8千円/月		平均事業費 約18万6千円/月	
	現行	見直し後	現行	見直し後	現行	見直し後	現行	見直し後
生活困窮対象者	0	0	0	0		0	0	0
低所得者I	0~19,100	51,000	0~30,800	51,000		51,000	0~19,100	51,000
低所得者II	20,800 ~ 96,000	67,600	32,000 ~ 53,000	65,900	1,000 ~ 91,000	64,800	0~2,200	20,800 ~ 61,600
一般		91,800		80,900		79,800	4,500~全額	50,000 76,600
全体	35,200	61,400	37,200	61,500		43,900	10,500	27,900 60,700

(注1) 現行は、身障(療養施設)の標準1区分(丙地単価)・知的(更生施設)の標準1区分(丙地単価)・障害児施設(知的障害者施設(60人定員:丙地)は15年7月現在、精神施設(生活訓練施設)の事業費)は15年4月現在の状況。

(注2) 精神施設の現行負担額については、施設との契約に基づき個々に負担額が決定されているため、施設利用料等の調査により額の加算計上した。

(注3) 利用者の世帯全体収入分布が把握できないため、利用者本人の収入を把握できる範囲で推計しており、世帯収入により推計した場合、マクロの負担率が変動する可能性がある。